

＜別表＞減免が受けられる障害の等級（身体障害者手帳・戦傷病者手帳）

障害の区分	身体障害者本人が 所有し運転する場合		左記以外の場合		
	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	
視覚障害	1・2・3級、4級の1	特別・1・2・3・4項症	1・2・3級、4級の1	特別・1・2・3・4項症	
聴覚障害	2・3級	特別・1・2・3・4項症	2・3級	特別・1・2・3・4項症	
平衡機能障害	3級	特別・1・2・3・4項症	3級	特別・1・2・3・4項症	
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	特別・1・2項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)			
肢体不自由 (上肢)	1・2・3・4・5・6級	特別・1・2・3・4・5・6項症、1・2・3款症	1級、2級の1、2級の2	特別・1・2・3項症	
肢体不自由 (下肢)	1・2・3・4・5・6級	特別・1・2・3・4・5・6項症、1・2・3款症	1・2級、3級の1	特別・1・2・3項症	
肢体不自由 (体幹)	1・2・3・5級	特別・1・2・3・4・5・6項症、1・2・3款症	1・2・3級	特別・1・2・3・4項症	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2・3・4・5・6級			
	移動機能	1・2・3・4・5・6級			
心臓、呼吸器、腎臓、膀胱又は直腸、小腸	機能障害	1・3級	特別・1・2・3項症	1・3級	特別・1・2・3項症
肝臓機能障害	1・2・3級	特別・1・2・3項症	1・2・3級	特別・1・2・3項症	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1・2・3級		1・2・3級		

の詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号（身体障害者障害程度等級表）をご参照ください。